

京都市告示第 221 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成18年10月3日

京都市長 榎 本 頼 兼

臨時に休館する日 平成18年10月10日（火）、11日（水）及び
12日（木）

（歴史資料館）